

地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金交付要綱

第1 趣旨

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「補助事業者」という。）が行う施設整備に係る工事その他の施設設備整備業務の財源に充てるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の規定に基づき、予算の範囲内で、補助事業者に対し地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助事業等

補助金の交付の対象となる工事その他の施設設備整備業務（以下「補助事業」という。）、補助率及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとする。

第3 補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、総政第1号様式（平成25年3月29日付け北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付の上、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（施設整備等工事にあつては総政第9号様式、施設設備整備にあつては総政第6号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（総政第14号様式）
- (3) 経費の配分調書（総政第18号様式）
- (4) 事業予算書（総政第20号様式）
- (5) 資金収支計画書（総政第32号様式）

第4 交付の決定の通知

- 1 知事は、第3の規定により提出された申請書を審査の上、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、その内容を当該申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の決定の通知を行うときは、「補助金等に係る標準様式の設定について」（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）の第1号様式の補助指令書により行うものとする。この場合にあつては、当該様式に定める条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

補助事業の施設整備等工事毎及びその他の施設設備整備毎に内容を変更するときは、知事の承認を受けること。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の減少額が変更前の補助対象経費の10パーセント以内であるときは、この限りではない。

第5 補助事業の変更等

- 1 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、総政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第3に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、総政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に關係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかとなったとき又はその執行が困難になった場合には、総政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に關係書類を添えて知事に提出し、知事の指示を受けるものとする。

第6 工事完成届

- 1 補助事業者は、補助事業に係る建設工事が完了したときは、交付規則第13条の規定に基づき、速やかに総政第27号様式の補助事業等に係る工事完成届を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1の規定による工事完成届を受理したときは、当該建設工事について検査を行うものとする。

第7 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付決定年度の翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに交付規則第14条の規定に基づき、総政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付の上、知事に提出するものとする。補助金の交付の決定に係る道の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
 - (1) 事業実績書（施設整備等工事にあつては総政第9号様式、施設設備整備にあつては総政第6号様式）
 - (2) 補助金等精算書（総政第29号様式）
 - (3) 事業精算書（総政第31号様式）
- 2 繰越事業にあつては、1の規定の「交付決定年度の翌年度」を「交付決定年度の翌々年度」と読み替えるものとする。

第8 補助金の額の確定

知事は、第7の規定により提出された実績報告書の書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助事業者に通知するものとする。

第9 補助金の交付

- 1 補助金は、第8の補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、総政第25号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、2の規定による申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該補助事業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第10 帳簿又は書類の備付け

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し補助事業の完了の日の属する会計年度の終了から5年間保存するものとする。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

第11 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、補助事業が完了した年の翌年から起算して10年間を経過した場合、又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は適用しないものとする。

第12 その他

補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

別表 (第2関係)

補助事業	補助率	補助対象経費
施設整備等工事、その他の施設設備整備事業	10/10以内	補助事業の実施に要する経費のうち、施設整備・設備整備・解体撤去及びこれらに係る委託業務に要するもの